

3分で分かる 相続対策のキモ(肝) ~その20~

遺言書が残されていた場合に期待される効果 その6 (遺留分算定基礎財産)

● 遺言書が残されていると遺留分の計算で受遺者が有利な取扱いになる可能性がある

まとまった財産を贈与する事例で多いのは、後継者へ自社株を相続時精算課税によって贈与することだと思います。贈与者が死亡したら、贈与を受けた自社株は贈与を受けた時の価額で相続財産に戻して相続税が課税されることとされています。

しかし、民法改正で、その贈与が原則として相続開始前10年より前に行われたものであれば、遺留分侵害額の算定基礎財産には含まれないことになります。そのため、遺言書が残されていたか否かによって各共同相続人が相続することができる財産に大きな差が生じます。そのことを設例で確認します。

【設例】 相続人に対する生前贈与がある場合に遺言書の有無による取扱いの差異

1. 被相続人 父(令和7年3月死亡)
2. 相続人 長男・長女
3. 相続財産と遺言書 遺言書において、その他の財産2億円は、長男12,000万円、長女8,000万円相続させるとしている。
4. その他 父は平成20年に長男へ自社株1億円(相続開始時の時価3億円)を相続時精算課税によって贈与している
5. 相続税の計算 (単位:万円)

	遺言書がある場合		【参考】 遺言書がない場合 (法定相続分により遺産分割)	
	長男	長女(※1)	長男(※2)	長女
その他の財産	12,000	8,000	0	20,000
相続時精算課税財産	10,000	—	10,000	—
課税価格	22,000	8,000	10,000	20,000
相続税の総額	6,920		6,920	
各人の算出税額	5,075	1,845	2,307	4,613

(※1) 遺留分侵害額の判定・・・2億円 \times 1/2 \times 1/2=5,000万円 \leq 8,000万円
侵害額なし

(※2) 長男の相続分

みなし遺産価額 (2億円+3億円 \times) \times 1/2=25,000万円

※ 特別受益者が取得した財産の価額は、相続開始の時の価額によることとされています(民法904)。

25,000万円-3億円=△5,000万円 ∴0円

遺留分侵害額の判定 (2億円+3億円) \times 1/2 \times 1/2=12,500万円 \leq 20,000万円
侵害額なし

法定相続分によって相続することになると、長女は父から相続することができる財産額は2億円となり、長男の相続分はない(超過特別受益者は最初から相続分がない(民法903②)) こととなります。

(文責:山本和義)